

札幌市特定誘導路線開発誘導事業補助金交付要綱

平成29年1月23日 まちづくり政策局都市計画担当局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、地域交流拠点の機能強化、にぎわい及び魅力向上を図るため、地域交流拠点等における緩和型土地利用計画制度等の運用方針（平成28年9月20日付市長決裁、以下「運用方針」という。）に基づき行われる良好な都市開発において、快適な歩行空間やにぎわい・交流が生まれる滞留空間の創出に寄与するものとして、一般の人々に開放された空間（以下「オープンスペース」という。）の整備を行う者に対する補助金の交付について必要な事項を定める。

(特定開発事業の基本要件)

第2条 特定開発事業とは、運用方針に基づき行われる良好な都市開発であって、建築物の新築に伴い特定誘導路線（運用方針別図「拠点開発誘導区域及び特定誘導路線・詳細図」を参照）に面してオープンスペースを整備する事業をいい、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

(1) 敷地の位置

特定誘導路線に接する敷地であり、その敷地の過半が、運用方針第3章3-1「拠点開発誘導区域の設定」に示す拠点開発誘導区域に属していること。ただし、地域交流拠点の機能強化、にぎわい及び魅力向上に特に寄与すると市長が認めた場合はこの限りではない。

(2) 敷地の規模

敷地面積は、1,000㎡以上であること。ただし、敷地の過半が拠点開発誘導区域に属するもののうち、次のアからウのいずれかに該当するものについては、500㎡以上とする。

ア 運用方針が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地で面積が1,000㎡未満のものについて、その全部を一の敷地として使用するもの

イ 運用方針が定められた際、現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならばその面積が1,000㎡未満の土地について、その全部を一の敷地として使用するもの

ウ 運用方針が定められた後に、1,000㎡未満に分割された土地を敷地として使用するもので、その分割がやむを得ないと市長が認めたもの

(3) オープンスペースガイドラインへの適合

特定開発事業において整備されるオープンスペースは、別途定めるオープンスペースガイドライン（平成29年1月23日付 都市計画担当局長決裁、以下「ガイドライン」という。）に沿って、市長と協議を行い計画されるものであること。

(4) 特定誘導路線における用途制限等

ア 建築物の1階部分のうち特定誘導路線に面する部分の用途は、住室又は住戸としてはならない。

なお、ここでいう「住戸」及び「住室」とは、「1又は2以上の世帯が他と独立

して家庭生活を営むための建築物又は建築物の部分」をいい、具体的には次のようになる。

「住戸」：専用の居住室、台所、便所及び出入口（居住者や訪問者がいつでも行き来できる共用の廊下等に面する出入口を含む。）を有しているもの

「住室」：住戸の要件のうち、台所又は便所を有していないもの

イ 特定誘導路線に面する建築物及び敷地の部分は、上記アに規定するもののほか、当該路線沿線のにぎわいを分断させないよう配慮したしつらえとすること。

(5) みどりの創出

敷地の緑化率(札幌市緑の保全と創出に関する条例(平成13年札幌市条例第6号)の規定により算出した緑化率をいう。以下同じ。)は、敷地面積にかかわらず、同条例第10条に規定する居住系市街地にあつては20%以上、業務系市街地にあつては10%以上とすること。

(6) 景観上の配慮

札幌市景観計画に配慮し、計画されたものであること。

(7) 落下物等の対策

オープンスペースにおいて、建築物の屋上、バルコニーその他の建築物の部分からの落下物及び落雪の危険等を防止するために必要な対策を講じること。

(8) 他の補助金等

第4条に規定するオープンスペースの整備費について、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。

(施行者の要件)

第3条 施行者とは、特定開発事業を施行する者であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 国、地方公共団体、その他の公共的団体又はこれらに準ずるものを除く法人又は個人
- (2) 市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税等）を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でない者
- (4) 特定開発事業を行う敷地（前条第3号に規定する建築物を新築する建築敷地）の所有権等（所有権、地上権並びに賃借権、使用貸借権及び信託の受益権）を有している者又は所有権等を有する全ての者の承諾が得られる者

(補助対象)

第4条 補助の対象は、特定開発事業において整備される次の各号に掲げるオープンスペースとし、別紙1の整備基準を満たすものとする。

- (1) 歩道状空地
- (2) 敷地内貫通通路
- (3) 滞留のための広場

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、前条に規定するオープンスペースの整備費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 舗装整備に要する経費
- (2) 植栽、植栽基盤、灌水施設等の整備に要する経費
- (3) ベンチ又は座るためのしつらえの整備に要する経費
- (4) 照明の整備に要する経費
- (5) アーケード、カバードウォーク等の整備に要する経費
- (6) アトリウム、屋内広場等の整備に要する経費
- (7) バスなどの待合機能の整備に要する経費
- (8) ロードヒーティングの整備に要する経費
- (9) 第19条に規定する標示板の設置に要する経費
- (10) その他地域交流拠点のにぎわい及び魅力向上に寄与すると市長が認めたもの

(交付額)

第6条 市長は、施行者に対し予算の範囲内において、前条に規定する経費の合計額（消費税及び地方消費税の額を除く。）に3分の1を乗じた額以内で、事業の内容を勘案した額を交付することができる。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(事前協議)

第7条 施行者は、次条に規定する事業の採択申請に先立って、事前協議書（様式1）に次の各号に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 全体事業概要及び補助対象のオープンスペースの整備概要に関する図書
 - (2) 資金計画書（補助対象経費の内訳を含むもの）
 - (3) 補助対象のオープンスペースの維持管理計画書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 施行者は、特定開発事業の設計、施行方法等について、運用方針及びガイドラインに基づく内容とするよう、市長と協議しなければならない。
- 3 本要綱に基づく補助金の交付と共に拠点型総合設計制度許可取扱要綱（以下「許可要綱」という。）に基づく容積率の割増を受ける場合は、補助対象経費に係る事項を除き、容積割増を受けるための事前協議をもって、前項に規定する事前協議に代えることができる。
- 4 市長は、本条に規定する事前協議が終了した場合は、事前協議済書（様式2）により施行者に通知するものとする。

(事業採択)

第8条 施行者は、前条に規定する事前協議済書を受領した後、特定開発事業を施行しようとするときは、事業採択申請書（様式3）に次の各号に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。下記(10)～(12)については、補助対象のオープンスペース（建築物の1階部分を含む）に係るもののみでも認める。

- (1) 商業・法人登記簿謄本、個人の場合は戸籍謄本
- (2) 特定開発事業の対象となる敷地の取得又は所有権等を証する書類
- (3) 所有権等を有しない場合にあっては、所有権等を有する全ての者の承諾書又は承諾を確認することのできる書類
- (4) 納税証明書（最新のもの）
- (5) 地籍図、地番図及び公図の写し
- (6) 第2条1項1号及び2号の要件に該当することが分かる書類
- (7) 事業計画書
- (8) 付近見取図
- (9) 全体配置図

次に掲げる事項を記載すること。

ア オープンスペースの配置、規模、整備内容に係ること（ベンチ、緑化、第19条に規定する標示板、照明、ゴミステーション、ボイラー等付帯設備、その他工作物、地盤面の高低差、前面道路の幅員を記載すること。）。

イ 建物への主要な出入り口の位置及び歩行者動線

ウ 駐車施設の配置及び規模

エ 自動車及び自転車の出入り口（歩道縁石切下げ位置を含む）

- (10) 求積図
- (11) 平面図
- (12) 立面図
- (13) 緑化計画図（緑化率計算書、自然的要素の一覧表等を掲載すること。）
- (14) 完成予想図又はパース（オープンスペースのしつらえが分かるもの）
- (15) 事前協議済書（写）
- (16) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の事業採択申請書を受理した場合は、必要な審査を行い、補助の適用の可否を特定開発事業採択通知書（様式4）により、施行者に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する通知に当たり、必要な条件を付することができる。

（交付申請）

第9条 施行者は、前条に規定する事業採択の後、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象のオープンスペースの整備に着手する前に、補助金交付申請書（様式5）に次の各号に掲げる図書を添付し、第3項に規定する期限内に市長に提出しなければならない。下記(4)については、補助対象のオープンスペース（建築物の1階部分を含む）に係るもののみでも認める。

- (1) 実施計画書
- (2) 年度別事業計画内訳書
- (3) 交付申請内訳書
- (4) 工事見積書（写）又は設計書
- (5) 特定開発事業採択通知書（写）
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、この要綱に基づく補助金の交付申請額が、当該年度における予算額に達したときは、交付申請の受付を終了するものとする。
- 3 交付申請の期限は、毎年度、まちづくり政策局都市計画部長が定めるものとする。

(交付決定)

第10条 市長は、前条第1項に規定する申請を受けたときは、必要な審査を行い、補助金の交付又は不交付を決定し、当該決定の結果を補助金交付決定通知書（様式6）により施行者に通知するものとする。

- 2 市長は、交付決定の審査に当たり、必要に応じて現地調査等を実施することができる。
- 3 市長は、交付決定に当たり、必要な条件を付すことができる。
- 4 補助金交付決定前に着手するオープンスペースの整備は、補助対象としない。

(交付決定の内容の変更又は中止)

第11条 施行者は、交付決定後、特定開発事業の内容を変更する場合、特定開発事業が予定期間内に完了しない場合又は特定開発事業を中止しようとする場合は、直ちに、補助金交付変更等承認申請書（様式7）に関係図書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する特定開発事業の内容の変更、予定期間内に完了しない旨の申請又は中止の申請を受けたときは、必要な審査を行い、承認の可否を決定し、補助金交付変更等承認通知書（様式8）により施行者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する承認に当たり、必要な条件を付すことができる。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、施行者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について期間を定めて返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定や交付を受けたとき。
 - (2) この要綱の内容に違反したとき。
 - (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (4) 補助対象のオープンスペースを故意に破壊又は目的以外の用途に転用したとき。
 - (5) 前条の定めにより特定誘導事業を中止したとき。
 - (6) 前各号のほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、前項の定めにより補助金の交付決定を取り消したとき又は補助金の全部又は一部を返還させるときは、補助金交付決定取消通知書兼返還請求通知書（様式9）により施行者に通知するものとする。

(着手届)

第13条 施行者は、補助対象のオープンスペースの整備に着手したときは、着手後10日以内に着手届（様式10）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 施行者は、補助対象のオープンスペースの整備が完了した日から起算して20日を経過する日、又は補助金交付決定通知を受けた日が属する年度の末日までのいずれか早い日までに、特定開発事業実績報告書（様式11）に、次の各号に掲げる図書を添付し、市長に報告しなければならない。下記（2）及び（3）については、補助対象のオープンスペース（建築物の1階部分を含む）に係るもののみでも認める。

- (1) 収支決算書
- (2) 工事費請求書（写）及び請求内訳書（写）
- (3) 領収書（写）又は支出を証する書類（写）
- (4) 竣工図
- (5) 工事写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(検査)

第15条 市長は必要があると認めるときは、施行者に対して必要な指示を行い、報告を求め、又は建築物その他の物件若しくは設計図書等の書類を検査することができる。

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、第14条に規定する報告を受けたときは、当該報告の内容並びに完了を確認するための工事書類及び現地の検査を実施し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式12）により施行者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第17条 市長は、第14条に規定する報告を受けた場合において、その報告に係る特定開発事業の成果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを施行者に求めることができる。

- 2 施行者は、前項に規定する求めに従って是正のための措置をとらなければならない。
- 3 是正のための措置が完了したときは、再度第14条に規定する報告を行うものとする。

(補助金の請求及び交付)

第18条 施行者は、第16条に規定する補助金額確定通知書を受領後、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式13）により市長に交付請求しなければならない。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の定めにかかわらず、施行者の申請により原則として出来高によって補助金を概算交付することができる。
- 3 市長は、前2項に規定する交付請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(標示板の設置)

第19条 施行者は、オープンスペースが本要綱に基づく補助を受けて整備されたものである旨等を記載した標示板(様式14)を、次の各号に定めるところにより作成し、オープンスペースの視認しやすい場所に設置しなければならない。

- (1) 耐候性、耐久性に富み、容易に破損しない材質で作成すること。
- (2) 堅固に固定すること。
- (3) 大きさは縦30cm以上、横50cm以上とすること。

2 前項の標示板以外に他の法令等に基づき設置する標示板等があるときは、他の法令等の規定で併用が禁止されている場合を除き、それらを併用することができる。

(オープンスペースの維持管理)

第20条 施行者又は補助対象のオープンスペースの所有権等を有する者、管理者若しくは占有者(以下「所有者等」という。)は、オープンスペースの計画的な維持管理について第7条に定める事前協議の際に、ガイドラインに沿って市長と協議を行い計画しなければならない。

2 所有者等は、前項の維持管理計画書を踏まえ、オープンスペースを適切に維持管理しなければならない。

(維持管理責任者の選任等)

第21条 所有者等は、第15条に定める補助金交付額確定通知書の通知があったときは、遅滞なく、オープンスペース及び植栽(オープンスペースの外に整備されるものを含む。以下同じ。)の維持管理に関する責任者(以下「維持管理責任者」という。)を選任するとともに、維持管理責任者選任(変更)届(様式15)にオープンスペース等の維持管理に関する誓約書(様式16)を添えて、市長に届け出なければならない。

2 所有者等は、維持管理責任者を変更したときは、速やかに、維持管理責任者選任(変更)届(様式15)により、市長に届け出なければならない。

(管理運営状況の報告)

第22条 維持管理責任者は、オープンスペース、植栽管理運営状況等について、次に掲げる時期に、市長に報告しなければならない。

- (1) 毎年7月1日から8月31日まで
- (2) その他市長から報告を求められたとき。

2 前項による報告は、管理運営状況報告書(様式17)に次に掲げる図書及び書類を添えて行うものとする。

- (1) オープンスペース、植栽及び第19条の標示板の現況が分かる写真
- (2) 前号の写真の撮影場所が分かる配置図及び平面図
- (3) その他必要な図書又は書類

(建築物等の譲渡等)

第23条 所有者等は、建築物又はその敷地の譲渡又は貸与等を行うときは、譲渡又は貸与等を受ける者に対して、次の事項を書面により明示し、周知しなければならない。

- (1) 本要綱に基づく補助を受けて整備されたオープンスペースを有する建築物であること。
 - (2) 補助の内容（オープンスペース及び植栽の位置及び内容を含む。）
 - (3) オープンスペースの内容を、市長の承認なく変更してはならないこと。
 - (4) オープンスペースの維持管理の責務及びその費用負担責務を負うものであること。
 - (5) 第30条及び第31条の規定に基づき札幌市が行う調査及び公開に協力しなければならないこと。
- 2 建築物又はその敷地の譲渡又は貸与等を受け所有者等となった者は、本要綱の定めによる所有者等としての責務を継承しなければならない。

（維持管理に対する意見）

第24条 市長は、第22条第1項の規定による報告を受けたときその他必要と認めるときは、オープンスペース及び植栽の整備状況又は管理運営状況について現地状況の調査を行うことができる。この場合において、所有者等及び維持管理責任者は、当該調査に協力しなければならない。

- 2 市長は、オープンスペース及び植栽の維持管理が適切に行われていないと認めるときは、所有者等又は維持管理責任者に対し、その維持管理の方法等について意見を述べるることができる。この場合において、所有者等又は維持管理責任者は、前項の規定による意見を尊重するとともに、維持管理の方法等について、その改善に努めなければならない。

（一時占用承認申請）

第25条 オープンスペースを次の各号に掲げる目的のために占用しようとする者（以下「一時占用の実施主体」という。）は、市長の承認を得て、オープンスペースの全部又は一部を一時占用することができる。

- (1) 地域のまちづくりに貢献すると認められる行為の実施
 - (2) 建築物若しくはその敷地又はオープンスペースの維持管理等のためにやむを得ないと認められる行為の実施
 - (3) その他、市長がやむを得ないと認める行為の実施
- 2 一時占用の承認の申請（以下「一時占用承認申請」という。）は、一時占用の実施主体にかかわらず、一時占用しようとするオープンスペースの維持管理責任者が行わなければならない。この場合において、当該申請は、オープンスペース一時占用承認申請書（様式18）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。
- (1) 一時占用しようとする理由書
 - (2) 一時占用時におけるオープンスペースの管理方法について記載した書面
 - (3) 一時占用に関する誓約書（様式19）
 - (4) 一時占用しようとする部分の位置及び物品等の配置計画がわかる配置図
 - (5) その他市長が必要と認めた書類

- 3 維持管理責任者は、一時占用承認申請をする前に、一時占用の内容が分かる図書等を市長に提出し、協議しなければならない。

(一時占用の承認の基準等)

第26条 市長は、一時占用承認申請の内容が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、その承認をすることができる。

- (1) 一時占用の目的が、前条第1項各号のいずれかに該当すると認められること。
- (2) オープンスペースの機能や景観を著しく阻害しないよう、配慮されたものであること。
- (3) オープンスペースの利用者やその周辺の歩行者等に対し、危害を加えるおそれがないと認められること。
- (4) 一時占用の日数が、次のア及びイに該当するものであること。ただし、一時占用の目的が前条第1項第2号若しくは第3号に該当するものである場合又は市長が特に認めた場合については、この限りでない。

ア 一時占用の日数が60日以内であること。

イ 一時占用の日数と、同一年度内に同一敷地内で行った一時占用の日数の延べ日数が180日以内であること。

- 2 前項の定めにかかわらず、一時占用の目的、内容又は実施主体等が次のいずれかに該当する場合には、市長は、その一時占用を承認しないものとする。

- (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年札幌市条例第6号）の趣旨に反するものである場合
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる場合
- (3) その他、オープンスペースの管理運営上支障があると認める場合

- 3 市長は、第1項の承認をしたときは、一時占用承認通知書（様式20）により、維持管理責任者に通知する。

- 4 市長は、第1項の承認をしない場合は、一時占用を承認しない旨の通知書（様式21）により、維持管理責任者に通知する。

(一時占用の報告)

第27条 維持管理責任者は、一時占用の期間終了後遅滞なく、オープンスペース一時占用報告書（様式22）により、一時占用時の状況及びオープンスペースの復旧状況を市長に報告しなければならない。

(一時占用の承認の取消し)

第28条 市長は、一時占用の承認を受けたオープンスペースについて、その一時占用の目的、内容又は実施主体等が、承認した内容と異なると認めるときは、その一時占用の承認を取り消すことができる。

(拠点型総合設計制度を併用する場合の措置)

第29条 補助対象のオープンスペースが許可要綱の規定による許可を受けて整備されたものである場合、その維持管理に関する手続き等は、第20条から前条の規定にかかわらず、許可要綱に従い行うものとする。

(調査への協力)

第30条 所有者等は、札幌市が行う特定開発事業の効果検証等のためのアンケート調査、現地調査及びその他の調査に協力すること。

(ホームページ等による公開等)

第31条 市長は、札幌市ホームページ等において特定開発事業により整備されたオープンスペースの住所、写真、オープンスペースの概要等を公開するものとする。

2 所有者等は、前項に規定する公開に協力するとともに、市長の求めに応じて、公開のために必要な写真データ等を提出すること。

(財産処分の制限)

第32条 所有者等は、特定開発事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、特定開発事業を完了した日から原則10年を経過し、市長の承認を受けた場合は、この限りではない。

(書類の保存)

第33条 所有者等は、特定開発事業に係る収支を明らかにした帳簿及び書類を備え付け、特定開発事業を完了した日から5年間保存しなければならない。

(その他)

第34条 この補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年6月29日訓令第24号）の定めるところによる。

(関係法令の遵守等)

第35条 施行者は、特定開発事業を実施するに当たり、関係法令を遵守しなければならない。

(委任)

第36条 この要綱に定めがない事項は、まちづくり政策局都市計画担当局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別紙1 地域交流拠点等におけるオープンスペースの整備基準

1 オープンスペースに共通する基準

以下に示す整備基準は、オープンスペースの種類にかかわらず、全てのオープンスペースに適用されます。オープンスペースを整備するにあたっては、以下に示す整備基準に加え、次項以降に掲げるオープンスペースの種類に応じた整備基準を満たすものとしてください。

- (1) 特定誘導路線に面する部分は、路線沿線のにぎわいを分断させないように、しつらえてください。
- (2) オープンスペースの車路等による分断は必要最小限の範囲としてください。
- (3) オープンスペースは建物利用者に限らず、誰もが利用できるものであることをわかりやすく伝え、オープンスペース内に人を誘導するため、以下に示すマークと“誰でも利用可能な旨”を表示したオープンスペース標示サインを見やすい位置に設置してください。ただし、歩道状空地を整備する場合は除きます。



オープンスペースのマーク

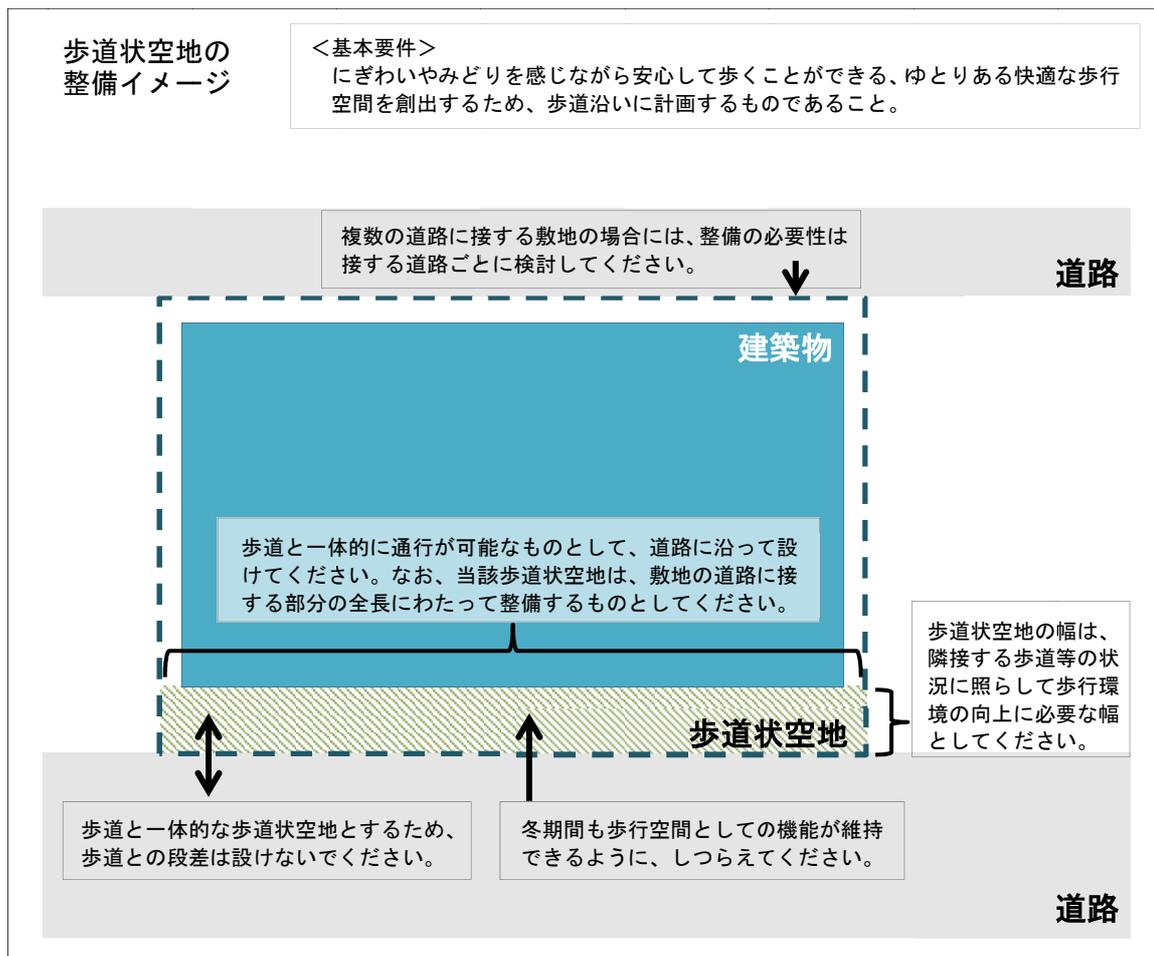


サイン標示の例

2 歩道状空地の整備基準

歩道状空地は、にぎわいやみどりを感じながら安心して歩くことができる、ゆとりある快適な歩行空間を創出するため、歩道沿いに計画するものであることを基本として、次の各基準に従い整備してください。

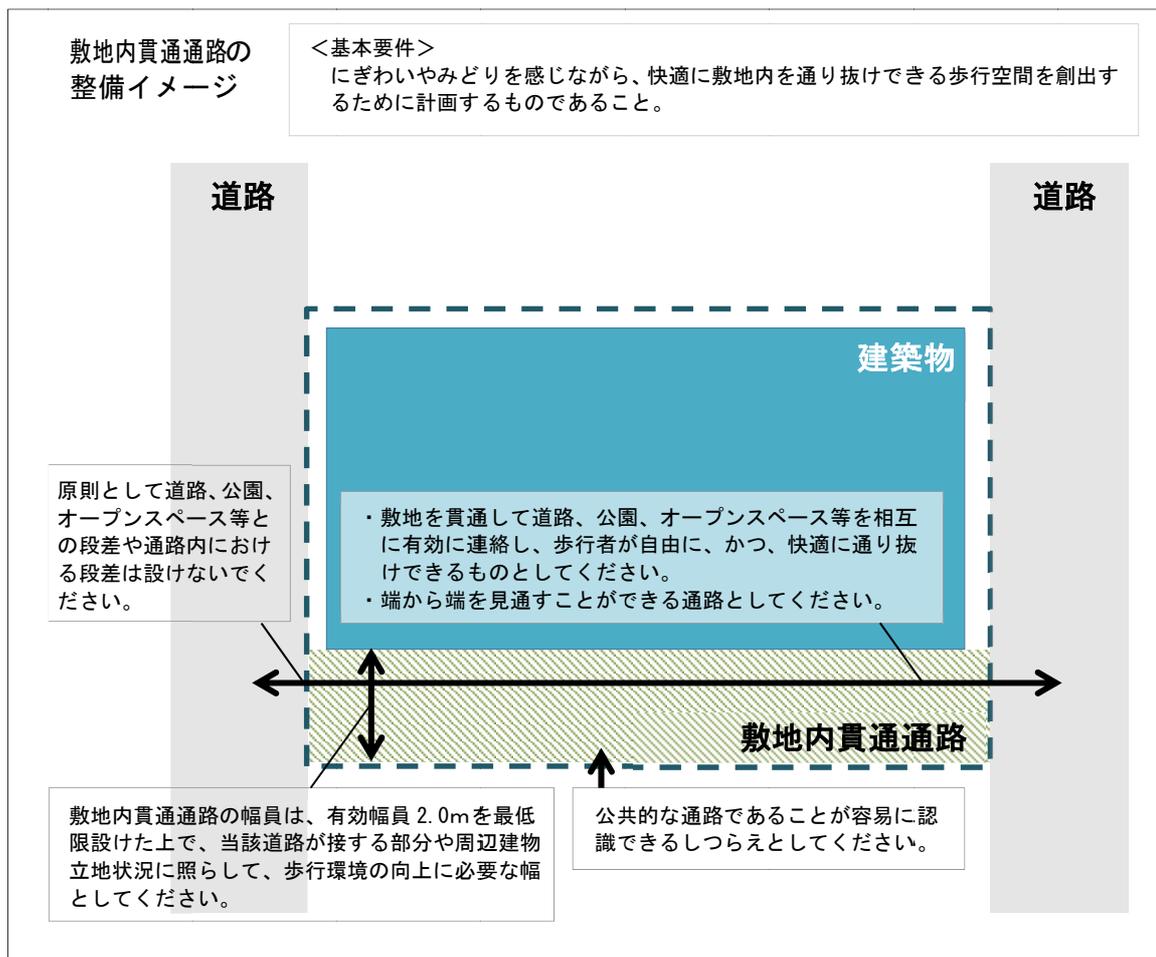
- (1) 歩道と一体的に通行が可能なものとして、道路に沿って設けてください。なお、当該歩道状空地は、敷地の道路に接する部分の全長にわたって整備するものとしてください。ただし、複数の道路に接する敷地の場合には、整備の必要性は接する道路ごとに検討してください。
- (2) 歩道状空地の幅は、隣接する歩道等の状況に照らして歩行環境の向上に必要な幅としてください。
- (3) 冬期間も歩行空間としての機能が維持できるように、しつらえてください。
- (4) 歩道と一体的な歩道状空地とするため、歩道との段差は設けないでください。



3 敷地内貫通通路の整備基準

敷地内貫通通路は、にぎわいやみどりを感じながら、快適に敷地内を通り抜けできる歩行空間を創出するために計画するものであることを基本として、次の各基準に従い整備してください。

- (1) 敷地を貫通して道路、公園、オープンスペース等を相互に有効に連絡し、歩行者が自由に、かつ、快適に通り抜けできるものとしてください。
- (2) 敷地内貫通通路の幅員は、有効幅員 2.0mを最低限設けた上で、当該敷地内貫通通路が接する部分や周辺建物立地状況に照らして、歩行環境の向上に必要な幅としてください。
- (3) 公共的な通路であることが容易に認識できるしつらえとしてください。
- (4) 端から端を見通すことができる通路としてください。
- (5) 原則として道路、公園、オープンスペース等との段差や通路内における段差は設けないでください。



4 滞留のための広場の整備基準

滞留のための広場は、誰もが自由に座り、滞留できる質の高い多様な空間などのにぎわい・交流が生まれる場を充実していくために計画するものであることを基本として、次の各基準に従い整備してください。

- (1) 屋外に設ける広場の場合には、原則として敷地が接する道路に広場の一辺以上が接するように計画してください。ただし、当該道路に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に接して設けるものとしてください。
- (2) 一の広場の面積は、原則として敷地面積の10%以上としてください。
- (3) 誰でも自由に利用できる広場であることが、容易に認識できるしつらえとしてください。
- (4) 質の高い滞留空間とするため、広場の機能や形態等に応じて、十分な椅子と植栽を効果的に配置してください。
- (5) 原則として、接する道路や歩道状空地との段差は設けないようにしてください。
- (6) 広場の機能や魅力の向上のため、一般の利用を妨げない範囲で、質の高い十分な植栽を広場内に積極的に設けましょう。

